

京都大学附属図書館共同研究室利用細則

(昭和59年3月22日附属図書館長裁定)

(趣旨)

第1条 この細則は、京都大学附属図書館共同研究室（以下「共同研究室」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 共同研究室は、教育、研究、調査等の目的のために行うグループ活動に供する。

(利用者)

第3条 共同研究室を利用することができる者は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の職員
- (3) 本学の名誉教授
- (4) その他館長が特に認めた者

(利用期間)

第4条 共同研究室を利用できる期間は、1グループにつき3時間以内とし、他に予約者が無い限り、その利用を更新することができるものとする。

(利用時間)

第5条 共同研究室の利用は、次の号に掲げる通りとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後9時まで
- (2) 京都大学附属図書館本館利用内規第2条第1項第2号に定める日は、午前10時から午後6時まで

(利用)

第6条 共同研究室の利用は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) グループ利用のみとする。
- (2) 利用は事前予約制で同一グループでの予約は1回につき1件のみとし、1か月前から予約を受け付ける。

(利用の手順)

第7条 共同研究室の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、担当職員から共同研究室の鍵を受け取り、利用上必要な指示に従うものとする。

2 利用者は、その利用が終わったときは室内を原状に復し、速やかに担当職員にその鍵を返納するものとする。

(利用に伴う責任)

第8条 利用者は、その責に帰すべき事由により、共同研究室の設備、備品等を損傷したときは、直ちに担当職員に申し出て、その責任を負うものとする。

(利用許可の取消)

第9条 共同研究室の利用にあたり迷惑行為を行った利用者に対し、附属図書館の利用の禁止又は制限をすることができる。

(その他)

第10条 この細則に関する事務は、附属図書館利用支援課資料サービス掛が行う。

附 則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。